

SD08170 <2022年度版>合格ゾーン 憲法・刑法・供託法・司法書士法

| ページ | 該当箇所 | 誤 | 正 | 更新年月 |
|-----|--------------------------------|---|---|-------|
| 928 | 3-4(22-8) (ア) 解説 2~4行目 | その処分を受けた日以前30日以内にその社員であった者でその処分を受けた日から3年を経過しないものは司法書士法人の社員になることができない(28Ⅱ②)。 | その処分を受けた日以前30日以内にその社員であった者でその処分を受けた日から3年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないものは司法書士法人の社員になることができない(28Ⅱ②)。 | 22/3 |
| 772 | 5b-23 (27-10) (エ) 解説 下から5行目 | (商登20Ⅰ) | 削除 | 21/11 |